

前文

中川村議会（以下「議会」という。）は、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現のため、二元代表制のもと、選挙で選ばれた議員で構成する合議制の機関であり、議会及び議員は、村民の負託に応える責務を有しています。

議会に対する村民の負託には、地方自治に関する村民福祉の実現ばかりではなく、先人が築いた自立的で自由な自治をさらに発展させることも含まれています。

また、地方分権の進展に伴い地方自治体での自己決定や自己責任がより一層拡大されるため、議会は議論を通じてその責務である立法機能、監視機能、調査機能、政策形成機能を充実させるとともに、対話を通じて村民の提案を積極的に受けとめ、村民に開かれた議会であることが求められています。

これらを実現するため、村民に身近で、信頼される議会をつくることを決意し、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定の遵守に加え、公正性と透明性の確保、政策形成への村民参加の推進、積極的な情報公開、村長及び執行機関の職員（以下「村長等」という。）との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会における規範的事項を定めることにより、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、村民の負託に応え、村民福祉の向上及び村政の発展に寄与することを目的とします。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、村民の代表機関であることを常に自覚し、議会活動の公正性、透明性及び信頼性を確保するよう努めます。

2 議会は、充実した議論の下に議会運営を行います。

3 議会は、村民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行うとともに、村民参加の機会を図ります。

4 議会は、村民にとって分かりやすい議会運営を行います。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進します。

2 議員は、村民の多様な意見の的確な把握に努めるとともに、地域又は個人若しくは団体の課題や村政の課題全般について、積極的に政策立案及び政策提言を行います。

3 議員は、自らの議会活動について積極的に情報提供を行います。

4 議員は、村民の代表であることを自覚し、自らの資質の向上を図るため不断の研鑽に努めます。

（村民との関係）

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開の徹底を図るとともに、村民に対する説明責任を十分に果たします。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開するとともに、村民の議会活動への参加ができるよう措置を講じます。

3 議会は、村民及び団体等との意見交換や議会報告を行い、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。

(村長との関係)

第5条 議会は、二元代表制のもと村長と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行います。

2 議会の本会議における議員の一般質問は、村長等との論点、争点を明確にするため、一問一答方式を基本とします。

3 本会議において、村長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して質問趣旨の確認などのため反問することができます。

(議員間討議による合意形成)

第6条 各議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、議長は、議員相互の討議を中心とした議会運営を行います。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互の議論を尽くします。

(委員会の適切な運営)

第7条 委員会は、その所管に属する事務調査、議案及び請願等の審査の充実を図り、委員会の専門性と特性を活かし、適切な運営を行います。

2 委員会は、政策の充実に資するため、独自に調査研究をします。

3 委員会は、村政課題に柔軟に対処するため、議員及び村民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に開催します。

(議員研修の充実強化)

第8条 議会は、議員の資質、政策立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めます。

(議会図書室)

第9条 議長は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実と機能強化に努め、その有効利用を図ります。

(議会事務局)

第10条 議長は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図ります。

(予算の確保)

第11条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めます。

(議会広報の充実)

第12条 議会は、村政及び議会活動について、村民に情報提供し理解を得るため、多様な手段を活用し、広報の充実を図ります。

(議員の政治倫理)

第13条 議員は、村民の代表者として村政に携わる責務を深く自覚し、村民の負託に応えるため、政治倫理の向上に努めます。

(条例の最高規範性)

第14条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関する他の条例などを制定、改廃する場合には、この条例との整合を図ります。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙後、速やかにこの条例に関する研修を行います。

(条例の検証及び見直し)

第15条 議会運営委員会は、この条例が達成されているかどうかについて常に検証を行い、必要があると認められるときは、速やかに議会に報告します。

2 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由及びその背景を詳しく説明します。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。